

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年6月17日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：フィリピン国コミュニティ経済復興・改善事業準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：フィリピン国コミュニティ経済復興・改善事業準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：26a00306

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 6 月 17 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：フィリピン国コミュニティ経済復興・改善事業準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2026年8月 ～ 2027年5月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年度末（2027年1月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 6 月 23 日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026 年 6 月 24 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 6 月 29 日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026 年 7 月 3 日 12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2026 年 7 月 17 日 10 時 30 分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第３章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先：<https://forms.office.com/r/EmiEy5yKS1>

注１）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不

合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律 2 点の加点（若手育成加点）**を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うに当たっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性・メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載してください。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上

② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2. 業務実施上の条件」2025年10月更新版(2026年4月20日更新)2参照）

③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」参照）

- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成に当たっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

第1条 業務の目的

本業務は、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第4条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、もって我が国の円借款事業として本事業を実施するに当たっての審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第5条 成果品」に示す報告書等を作成するものである。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 円借款事業検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業に対する円借款事業の審査を発注者が実施する際の検討資料及び相手国の事業了承の基礎資料として用いられることとなる。
- 本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、業務の過程で随時十分発注者と協議し、その承諾を得ること。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となる可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承諾されとの誤解を与えないよう留意すること。
- JICA サステナビリティ方針に基づく全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指す等の目標を踏まえ、可能な範囲で、建設する建造物の施工・維持管理段階での温室効果ガス排出量の最少化、気候変動の影響に対する強靱化を行うよう留意すること。
- 本業務では、事業費に関する相手国政府・実施機関との認識の一致に特に留意すること。当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく事業費について相手国政府・実施機関との説明・調整状況について発注者に随時情報共有を行うこと。
- 相手国政府・実施機関への調査説明（事業費を含む）に係る議事録は、5 営業日以内に発注者に提出するとともに、ファイナル・レポートに添付すること。

(2) 参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

- ☒ 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2023 年 10 月）（以下「調達ガイドライン」という。）
- ☒ 円借款事業に係る標準入札書類（以下「標準入札書類」という。）
- ☒ コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン 最新版
- ☒ コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン 最新版
- ☒ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）
- ☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）
- ☒ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き
- ☒ 気候変動に対応した参加型灌漑管理に関する基本方針（ガイドライン）
- ☒ 参加型灌漑管理プロジェクト活動リファレンス
- ☒ 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

② 配付資料（契約締結後に配付）

- 円借款事業の審査の検討資料としての基本的な基準・様式は以下のとおり。
 - （ア）IRR（内部収益率）算出マニュアル（2017 年 9 月）（以下「IRR マニュアル」という。）
 - （イ）コンサルティング・サービスの TOR サンプル
 - （ウ）事業費の積算関連資料³コスト縮減検討関連資料
 - （エ）環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2023 年 5 月）（以下「カテゴリ B 執筆要領」という。）

（3）審査の重点項目

- 本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目について、発注者から別途指示する基本的な基準、様式に従って整理すること。
 - ① 適用される技術基準
 - ② 事業費
 - ③ 事業実施スケジュール
 - ④ 事業実施体制
 - ⑤ 運営・維持管理体制
 - ⑥ 運用・効果指標
 - ⑦ 環境社会配慮

³ Excel ファイルの様式。同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している（macOS は推奨しない）

- ⑧ ジェンダー
- ⑨ 気候変動対策
- ⑩ デジタル技術の活用等

また、その他審査にあたり追加の指示を行う可能性がある。

(4) 発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

(5) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 本業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、これら調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な業務を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。

【調査】

- ① フィリピン国二国間クレジット制度を活用した節水稻作推進にかかるニーズ確認調査（JICA Biz、25年～26年）

【事業】

- ① 農地改革インフラ支援事業（Ⅰ～Ⅲ）（円借款、95年、99年、01年 L/A 調印）
- ② ミンダナオ持続的入植地開発事業（円借款、01年 L/A 調印）
- ③ ミンダナオ持続的農地改革・農業開発事業（円借款、12年 L/A 調印）
- ④ 園芸作物におけるフードバリューチェーン改善プロジェクト（技術協力、22年～28年予定）
- ⑤ 経済社会開発計画（コメ収穫後処理関連機材の供与）（無償、26年 G/A 署名）

- ⑥ ユニバーサル・ヘルス・ケア構築プログラム・サブプログラム2（円借款、25年L/A調印）
- ⑦ バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト（技術協力、19年～26年予定）

（6）本業務における地理的な対象範囲

☒本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ等

（7）本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

☒本業務では当該項目は適用しない。

（8）環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）（以下「JICA環境社会配慮ガイドライン」という。）に掲げるセクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため、カテゴリBに分類されている。ただし、調査の進捗に伴い、JICA環境社会配慮ガイドラインで定める「影響を及ぼしやすい特性」を持つ内容が含まれる、又は同ガイドラインで定める「影響を受けやすい地域」に該当する、又は事業によって生じる環境社会影響が重大であると判明した場合などは、必要に応じてカテゴリ分類を変更することがある（「JICA環境社会配慮ガイドライン」2.2.7）。この場合には、追加で必要となる業務内容等を含め、契約変更の協議を行う。ただし、サブプロジェクト選定基準策定の際には、原則としてカテゴリB又はCに分類されるものを採用する設計を提案すること。
- 環境社会管理フレームワーク案、住民移転フレームワーク案、先住民族フレームワーク案の作成支援に係る検討を行う。

- 各地域で実施される個別のサブプロジェクトが決定され次第、必要に応じ、農地改革省（Department of Agrarian Reform（以下 DAR）によるフィリピン政府の定める環境社会配慮に係る許認可手続き（フィリピン国の環境影響評価制度である DAO 2003-30 Revised Procedural Manual Implementing the Philippine Environmental Impact Statement System（PEISS）及び最新の環境天然資源省（DENR）のガイドラインに基づいた、EIS の作成及び環境影響評価（Environmental Impact Assessment。以下、EIA という。）を含む）が実施されるため、上記を念頭に環境社会管理フレームワーク案の作成支援を行う。
- 本事業の対象地域は、先住民族が居住する区域、または先祖伝来の土地・利用領域が存在する可能性が高いため、各種調査ならびに実施機関等への確認を通じて、以下の事項について整理・分析すること。
 - ① 本事業におけるサブプロジェクトのスコープがどの程度まで特定されるかの確認
 - ② 本事業の実施により先住民族に対して想定される影響の有無およびその範囲の確認
 - ③ 先住民族への影響を回避または軽減し得る余地の有無についての概括的な確認

なお、仮に先祖伝来領域においてインフラ整備等の開発行為を実施することが確定した場合には、本事業は JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づきカテゴリ A に該当する可能性がある。また先住民族への影響が回避できない、または影響の有無を特定できない場合には、先住民族計画フレームワークの策定が必要となる。当該フレームワークの策定にあたっては、先住民族への影響の判定基準、対応方針および実施手続を含む適切な判断基準を併せて検討・整理すること。

（９）Information and Communication Technology（ICT）技術・デジタル技術の活用

☒本業務では以下の点に留意する。

事業対象地は道路等の基礎的なインフラが未整備の地域が多く、病院や学校等への物理的なアクセスに課題があることから、本事業における遠隔サービスの可能性を検討すること。

公共サービスの効率的・効果的な提供、防災体制の強化等の観点から、ICT 技術・デジタル技術の活用可能性について、他国や相手国他地域の事例について情報収集を行い、事業対象地における実施可能性を検討すること。

従来の手法にとらわれない柔軟な思考に基づいて、積極的に ICT 技術・デジタル技術の活用を提案すること。

例：モバイルアプリを活用した営農指導、市場情報の提供、農産物流通に資する e コマースサービスの有無の調査および活用可能性の検討、農業協同組合のコミュニティ強化に資する SNS 等の効果的な活用方法についての提案など

（１０）迅速化に向けた検討

☒相手国側の迅速化への要望に応えるため、本業務及び事業本体の工期短縮化策を検討・提案すること。

（１１）発注者の既存事業等との連携可能性の検討

☒本業務では以下の点に留意する。

- 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（円借款事業を含む有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。

【調査】

- ① フィリピン国二国間クレジット制度を活用した節水稻作推進にかかるニーズ確認調査（JICA Biz、25 年～26 年）

【事業】

- ① 農地改革インフラ支援事業（Ⅰ～Ⅲ）（円借款、95 年、99 年、01 年 L/A 調印）
- ② ミンダナオ持続的入植地開発事業（円借款、01 年 L/A 調印）
- ③ ミンダナオ持続的農地改革・農業開発事業（円借款、12 年 L/A 調印）
- ④ 園芸作物におけるフードバリューチェーン改善プロジェクト（技術協力 2022 年～2028 年予定）
- ⑤ 経済社会開発計画（コメ収穫後処理関連機材の供与）（無償、26 年 G/A 署名）
- ⑥ ユニバーサル・ヘルス・ケア構築プログラム・サブプログラム 2（円借款、25 年 L/A 調印）

（１２）相手国関係機関との調整

☒本業務では以下の点に留意する。

- 主となる農業以外の分野（運輸、保健、教育、職業訓練など）を主管する省庁や関係機関の関与が想定されるため、調査開始段階より実施機関以外のカウンターパートとも事業の進め方について調整を図ること。
- 農村インフラ整備として建設される施設は LGU（地方自治体）による維持・管理が想定されるため、持続可能性の観点から、当該 LGU の能力に見合う規模の施設を提案すること。ただし、小規模灌漑施設については LGU を農民水利組織と読み替える。
- 組織能力強化のために研修事業を行う場合、ローカル NGO 等のリソースを積極的に活用すること。
- 農地改革省は、本事業の対象候補地として、フィリピン全土に点在する計 38 か所の開発区域を既に特定している（別紙 1 参照）。このため、フェーズ分けによる本事業の段階的实施に加え、サブプロジェクトの選定体制および選定方法等について、効果的かつ効率的な事業実施方策を実施機関と協議すること。

なお、サブプロジェクトの実施対象地については、フィリピン政府和平・和解・統合担当大統領顧問室（OPAPRU）が指定する開発優先地域（通称：PAMANA Zones）を対象とする可能性も含め、実施機関と十分に協議すること。

第4条 業務の内容

（1）業務計画書の作成・提出

- ① 要請関連資料及び先行調査・既存事業等の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第 6 条に従い、業務計画書を作成する。特に先行調査等における課題点や更新が必要な箇所を整理し、相手国政府・実施機関で検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料や情報／データをリストアップし、業務計画書に反映する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

（2）インセプション・レポートの説明・協議

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- ② 現地調査開始時に、インセプション・レポートに基づき、相手国政府・実施機関に対し、調査方針・調査計画・便宜供与依頼事項等の内容を説明する。

（3）事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- ① 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集・分析を行う⁴。
 - ・ 相手国の開発計画・当該セクターの上位計画等における事業の位置づけ
 - ・ 事業対象地域及びその周辺の経済・社会・環境の状況
 - ・ 事業と関連する需給や関連する建造物の整備・維持管理の現状と今後の動向
- ② 上記①を踏まえて、本事業の意義と必要性を検討する。

（４）自然条件調査、現地条件調査等

☒概略設計、事業実施計画、事業費の積算について必要な精度を確保し、また本事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化しうる設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査、現地条件調査等を行う。

- ① 気象調査
- ② 自然災害調査（台風、農産物被害等）
- ③ 市場調査
- ④ 民間企業/仲買人のニーズ調査
- ⑤ 対象農産品の生産ポテンシャル調査
- ⑥ 農民グループおよび支援の現状把握

（５）環境社会配慮に係る調査

☒本業務では以下の対応を行う。

①環境社会管理フレームワーク

（ア）「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という）に基づき、環境社会配慮面から見たサブプロジェクト選定基準及び環境影響評価手続きを踏まえて作成する。また、作成に際し、事務手続マニュアル別添 08-3-1～3「環境社会管理フレームワーク・アウトライン」及び世界銀行の環境社会ポリシーを参考にする。

主な調査項目は、以下のとおり。

ア） ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得、労働環境（労働者の権利を含む）等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）

イ） 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

⁴ 一般的に必要となる事項。対象セクターや事業の特性に応じて適宜項目を追加・修正する。

- (a) 環境社会配慮（環境アセスメント、住民移転、住民参加、情報公開、労働環境（労働安全、労働者の権利を含む）等）に関連する法令や基準等
- (b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との整合性
- (c) 関係機関の役割
- ウ) 実施機関の環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準・手続きの確認
- (イ) 「JICA 環境社会ガイドライン」に基づき、環境社会管理フレームワーク案を作成する。環境評価フレームワーク案に含まれるべき内容は、以下のとおり。
- ア) プロジェクト及びサブプロジェクトの概略、サブプロジェクトの EIA/IEE がプロジェクトの承認前に作成されなかった理由
- イ) 環境評価及び管理に係る、当該国及び地方法、規制及び基準の妥当性評価、サブプロジェクトの準備及び実施に係る目的と方針、国内法及び JICA の要件を遂行するうえでの実施機関の組織的能力評価及び能力開発の必要性有無
- ウ) 支援対象の事業活動と、それらによる環境への影響予測
- エ) 環境アセスメントとサブプロジェクトの計画に係るプラン（スクリーニングやカテゴリ分類、環境アセスと環境管理計画の準備に係る要件とスケジュールを含む）、サブプロジェクト選定の環境クライテリア
- オ) 情報公開方法（サブプロジェクトの EIA/IEE 等の環境社会配慮文書の公開方法含む）、異議申立方法
- カ) サブプロジェクトの EIA/IEE の準備から承認までの実施機関、JICA、政府機関それぞれの役割、必要なマンパワー試算、必要あれば能力開発プログラムの提案、このフレームワークを実施するためのコスト積算と予算措置
- キ) モニタリング及び報告体制（JICA への報告体制含む）
- ク) サブプロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO₂ 換算トン以上の場合、供用段階における排出量推計
- (ウ) 環境社会管理フレームワーク案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

②住民移転フレームワーク

(ア) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」に基づき、住民移転フレームワーク案の作成を行う。作成に際し、事務手続マニュアル別添 08-3-1～3「住民移転フレームワーク・アウトライン（2024 年 5 月）」及び世界銀行の環境社会ポリシーを参考にする。

住民移転フレームワーク案に含まれるべき内容は、以下ア)～セ) のとおり。

- ア) 事業目的及び住民移転の必要性
- イ) 住民移転計画を作成できない理由
- ウ) 住民移転計画の作成、承認プロセス

- エ) 住民移転の想定数（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）
- オ) 補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明・閲覧要件、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理メカニズムに関する法的枠組みの乖離
- カ) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- キ) 再取得価格に基づく損失資産の補償手続き
- ク) 移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ケ) 苦情処理を担う組織の権限及び具体的な手続き
- コ) 住民移転に責任を有する機関（相手国政府、金融仲介者、エンドユーザー等）の特定及びその責務
- サ) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- シ) 費用と財源
- ス) 実施機関によるモニタリング体制（必須）、独立機関によるモニタリング体制（必要に応じて）
- セ) 住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略
- （イ）住民移転フレームワーク案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

③先住民族計画フレームワーク

（ア）「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」に基づき、先方政府による先住民族計画フレームワーク（Indigenous Peoples Plan Framework）案の作成を行う。作成に際し、事務手続マニュアル別添 08-3-1～3「先住民族計画フレームワーク・アウトライン（2024 年 5 月）」及び世界銀行の環境社会ポリシーを参考にする。

先住民族計画フレームワークには、世界銀行 ESS 7（Guidance Note Appendix A）に記載ある以下ア）～キ）の内容が含まれる必要がある。

- ア) プロジェクトの下で支援が想定されるプログラム及びサブプロジェクトの種類
- イ) 支援が想定されるプログラムまたはサブプロジェクトの先住民族に対する潜在的な正・負の影響
- ウ) 支援が想定されるプログラムまたはサブプロジェクトについて社会アセスメントを行う計画
- エ) プロジェクト実施中に行われる影響を受ける先住民族コミュニティへの早期の段階から十分な情報を提供した上での自由で事前の合意を確保するための枠組み

- オ) プロジェクトで支援する活動のスクリーニング、先住民族に対する影響評価、先住民族計画の策定、苦情処理のための制度的取り決め（必要に応じて、キャパシティビルディングなど）
- カ) 当該プロジェクトに適切なメカニズム及び基準を含めたモニタリング及び報告の取り決め
- キ) 支援が想定されるプログラムまたはサブプロジェクトに対して策定される先住民族計画についての公開の取り決め
- （イ）先住民族計画フレームワークに基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する

（６）ジェンダー視点に立った調査・計画

☒本業務では以下の対応を行う。

- ① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。

また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。

- ② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

- （ア）社会・ジェンダー分析を行う。
- （イ）事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- （ウ）ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- （エ）ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する

- ③ 調査項目として下記を含める。

（ア）実施機関のジェンダー主流化方針・体制：

- ・本事業の実施に関わる機関や組織全体で、どのようにジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進が図られているか。
- ・ジェンダー主流化のためにどのような体制が構築され、どのような取組が進められているか（例：ジェンダー主流化の推進を担う担当者の有無など）。
- ・意思決定への女性の参画状況（例：女性幹部・管理職の割合）
- ・幹部および職員向けジェンダー研修の実施状況

（イ）職員のジェンダー・バランス：

- ・職員（一般、技術、管理職）のジェンダー・バランス（数と割合・年齢別）
- （ウ）女性技術者の雇用・育成、能力・スキルの状況：
 - ・必要な能力・スキルを備えた女性技術者の有無、人数、男性技術者より少ない場合はその理由
 - ・女性技術者を増やすための方策（クォータ制など）の有無、あればその内容
 - ・女性技術者が抱える課題とニーズ
 - ・女性技術者のニーズに合った能力強化の仕組みの有無、あればその内容
- （エ）ジェンダー専門機関との連携：
 - ・事業の実施において、女性省・ジェンダー省などとの連携があるか、ある場合はどのような連携か
- （オ）他ドナー、国際機関、NGO などの支援：
 - ・特にジェンダー課題に対する支援内容（アプローチの有無と内容）
- （カ）研修への参加：
 - ・実施機関が実施する研修やトレーニングへの参加率（ジェンダー、年齢別）
 - ・技術研修における女性の参加状況
 - ・性別役割分担に基づいた研修への参加制限の有無
- （キ）建設作業員のジェンダー別の雇用状況・環境：
 - ・現地の建設作業員のジェンダー比はどれくらいか
 - ・女性が少ない場合、その理由は何か（例：固定的な性別役割分業を含むジェンダー規範、人材募集時の性別指定の応募条件・直接言及していないが実質的に女性を排除した条件の有無、暴力のリスク等）
 - ・女性建設作業員がいる場合、その作業員が直面している課題はあるか。どんな課題か（例：トイレや更衣室等の現場の設備が男性用のみ、同僚や現地コミュニティからの揶揄、ハラスメント相談窓口の不足、等）。
 - ・同じ労働に従事しているが、男女間で賃金格差をつける文化はないか。
- （ク）SGBV 等のリスク：
 - ・工事周辺地域や工事従事者の女性が SGBV 等のトラブルに巻き込まれる問題は起きていないか。
- （ケ）ハラスメントや SGBV 事案への対応：
 - ・工事現場におけるハラスメントや SGBV 事案の把握・対処方法、通報ルートの有無

（７）気候変動対策事業・生物多様性保全事業としての案件形成に係る情報収集・分析⁵

⁵ パリ協定に基づき、対象国は「国が決定する貢献」(NDC: Nationally Determined Contribution)を策定している。開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことが重要である。

☒事業計画に当たって、気候変動対策（緩和・適応）に資する活動を事業計画に組み込むことを検討する。

☒「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、本事業における気候変動リスク評価（気候変動により発生する影響・リスクの評価）を実施し、適応策（気候リスクの回避・低減策等）の特定、事業計画に当たっての適応策の事業への組み込みの検討・提案及び裨益人口（適応案件の受益者数）の推定を行う。なお、気候変動リスク評価に使用した根拠資料（リスクツリーや裨益人口算出の考え方等）を発注者に提出すること。

（８）JICA サステナビリティ方針を踏まえたパリ協定整合（特に脱炭素化）に関する検討

☒本業務では当該項目は適用しない。

（９）代替案の検討

□上記各種調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性・施工性・維持管理・環境社会面の影響の回避／最小化等の観点から、「事業を実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う。

（１０）事業実施計画の策定

➤ 上述の業務を踏まえ、以下の事業実施計画を策定し、発注者の承諾を得る。

① サブプロジェクト実施対象候補地に係る検討

- ・ DAR が既に選出している 38 の開発区域（別表 1 参照）を含むサブプロジェクト実施対象となる候補地を検討する。その際は、フィリピン政府和平・和解・統合担当大統領顧問室（OPAPRU）が指定する開発優先地域（通称：PAMANA Zones）を対象とする可能性も含め、DAR と十分に協議すること。

② フェーズ分けに係る検討

①で検討した各候補地に基づき本体事業のフェーズ分けを検討する。

③ サブプロジェクト選定プロセスの提案

- ・ サブプロジェクト選定基準（選定体制、開発効果、コストなど）の整理
- ・ 優先度・実現性が高いサブプロジェクト候補の提案

④ 農民組織強化・アグリビジネス開発に係る研修計画の提案

⑤ ①で検討した各候補地において、対象となる開発区域を対象に説明会や関係者との協議を実施する。同会合の回数は、8 つの Region に対し全 11 回程度を想定（対象となる settlement：開発区域の数が多い Region3 と 8 は 2 回、その他は 1 回ずつ）

(11) 本邦技術の活用可能性の検討

☒本業務では当該項目は適用しない。

(12) 事業費の積算

- 事業費について、以下に従って積算する。なお、報告書には事業費の総表（積算総括表）のみを記載し、個別具体的な詳細は、別途発注者に提出し承諾を得る。

① 事業費項目

- 基本的に以下の項目に分けて積算を行う。このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。

(ア) 本体事業費

(イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション

(ウ) 本体事業費に関する予備費

(エ) 建中金利

(オ) フロントエンドフィー

(カ) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

(キ) その他1（融資非適格項目）

ア) 用地補償等

イ) 関税・税金

ウ) 事業実施者の一般管理費

(ク) その他2（融資非適格項目※）

ア) 完成後の委託保守費

イ) 初期運転資金

ウ) 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

エ) 他機関建中金利

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

② 事業費の算出

- 事業費について、発注者から別途提供するコスト積算支援ツール（Excel ファイル）の様式にて作成し、提出する。なお、同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している（macOS は推奨しない）。提出後はデータを消去すること。

③ 積算総括表の作成

- 上記②を参照して積算総括表を作成し、その内容を発注者に説明し、承諾を得る。

④ 直接工事費・諸経費の内訳の整理

- 直接工事費および諸経費⁶（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の主要な費目区分を整理し、発注者に提出する。

⑤ 事業費にかかるコスト削減の検討

- 事業目的の達成を前提としてコスト削減の可能性がある事項を整理し、コスト削減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を発注者が別途指示する様式に整理し、提出する。

⑥ 類似事業との事業費等の比較

- 事業費については、その妥当性を検証するため、他ドナーや相手国政府・実施機関等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として提出する。
 - 実施時期
 - 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
 - 設計条件・仕様
 - 入札方法（Pre-Qualification：PQ 基準、国際入札／国内入札等）
 - 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件等）
 - 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

（１３）調達計画の策定

☒本業務では当該項目は適用しない。

（１４）事業実施体制の検討

☒本業務では以下の対応を行う。

① 実施機関の体制（組織面）

- 実施機関の法的位置づけ、業務分掌（特にセクター毎に主管する行政機関が異なる場合にそれぞれの責任分担や窓口）・組織構造・人員体制などを整理する。

② 実施機関の体制（財務・予算面）

- 実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

③ 実施機関の体制（技術面）

- 実施機関が保有する技術者・技術基準・研修・機材などを整理する。

⁶ 諸経費については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）

④ 実施機関の類似事業の実績

- 実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）を整理する。

⑤ 実施段階における技術支援の必要性

- 事業実施体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討する。

（１５）運営・維持管理体制の検討

□本業務では以下の対応を行う。

① 運営・維持管理機関の体制（組織面）

- 運営・維持管理機関の法的位置づけ・業務分掌・組織構造・人員体制等を整理する。

② 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）

- 運営・維持管理機関の財務状況を（公社等の場合は）財務諸表の分析、（省庁等の場合は）予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理し、運営・維持管理体制の財務的持続性を検討する。

③ 運営・維持管理機関の体制（技術面）

- 運営・維持管理機関が保有する技術者・技術基準・研修・機材などを整理する。

④ 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

- 運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称・規模・立地地域等を整理する。

⑤ 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

- 運営・維持管理体制について、上記①～④における課題及び必要となる制度・手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たり、技術的な支援の必要性について検討する。

（１６）実施機関負担事項の整理

① 用地の取得・確保（作業用地・土取り場・土捨て場等を含む）

- 事業実施に必要となる用地について、所有者・規模・位置・アクセス方法・取得完了予定時期・実施機関の責任／役割を整理する。作業用地・土取り場・土捨て場については、位置・規模の概略を確定する。

② 住民移転（住民移転が生じることが判明した場合）

- 既存の地籍図等を基に合法／非合法別の移転規模・移転完了時期・実施機関の責任／役割を整理する。

③ 支障物移設

- 支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）・占有物件管理者・実施機関の責任／役割を整理する。

④ 事業実施に必要な許認可

- 事業実施に必要な許認可について、許認可権者・許認可取得に要する期間・実施機関の責任／役割を整理する。

⑤ 事業実施上の規制（工事安全・環境等を含む）

- 事業実施上の規制について、規制権者・実施機関との関係を整理する。

（１７）免税措置の調査

☒相手国での先行する有償資金協力事業における免税対応も参考に、本事業における免税措置について、相手国の法制度を参照しつつ、整理する。

（１８）事業実施段階における施工上の安全対策の検討⁷

☒本業務では当該項目は適用しない。

（１９）リスク管理シート（Risk Management Framework）の作成

☒審査段階および実施段階で発生し得る問題の潜在的なリスク要因の特定および対応策を検討し、発注者が別途指定する様式に従いリスク管理シート（案）を作成する。

（２０）本事業実施に当たっての留意事項の整理

☒本業務では以下のとおり対応を行う。

- 本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理し、「調査関連資料」として、発注者に別途提出する。
- 特に留意する観点は以下のとおり。
 - 個別のサブプロジェクトに関係する関係者との綿密な連携・調整
 - JICA が当国において実施中・実施済の他の事業との相乗効果
 - 調達計画に基づく円滑な実施に影響を与えうる要素
 - 過去事例を踏まえた課題
 - 既存運営事業者との調整
 - 軍事利用の回避 等

⁷概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負う。

（２１）コンサルティング・サービスの提案

☒本業務では以下のとおり対応を行う。

- 上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービスの内容とその規模⁸について検討し、その内容について、報告書には記載せず、発注者へ別途提出する。ただし、提出後の過度な修正・最終化には関与しないこと。
- コンサルティング・サービスの内容は、農村インフラの設計および入札の補助、施工監理、運用改善等を想定している。発注者が提供する最新のTOR サンプルを参照してコンサルティング・サービスの TOR（案）を作成する。

（２２）事業効果の検討

- 本事業によって得られる効果を定量的効果・定性的効果に分けて評価し、発注者の承諾を得る。

① 定量的効果

（ア） 運用・効果指標

開発課題別の指標例を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値とともに、事業完成の２年後を目途とした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価に当たっての留意事項を整理する。本事業における運用・効果指標の想定は以下のとおり。その他にも有益な指標があれば適宜提案する。

- 対象地域の貧困率改善
- 農業従事者の収入の増加
- 対象とした農村コミュニティの数
- インフラ整備件数
- 灌漑面積の伸長
- 作付率の伸長
- 粳米収穫量の伸長
- 農業組合の加入者数の増加
- 農業組合の貯金額の増加
- 農道整備によるフードロス率の低減
- その他、フードバリューチェーン構築の観点から有益と思われる指標

② 定性的効果

⁸ 規模は「業務人月」とする。

本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠とともに、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業への裨益効果についても検討する。

例：営農機械等の設備について、本邦企業の受注実績

スマート灌漑や DX 技術等、本邦が優位性を持つと思われる技術の導入実績

（２３）本邦企業説明会の実施

☒本業務では当該項目は適用しない。

（２４）プルーフエンジニアリング（P/E）⁹対応

☒本業務では当該項目は適用しない。

（２５）報告書等の作成・説明

- 上記の作業を踏まえて、「第5条 成果品」に記載の報告書等¹⁰を作成の上、発注者の承諾を得る。
- 報告書等の内容について相手国政府・実施機関等に対し内容を説明する。相手国に発注者の現地事務所がある場合は、同事務所に対しても内容の説明を行う。
- 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求められた場合には、適時対応する。

（２６）調査データの提出

- 業務のなかで収集・作成された一次データ、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法で、適時提出する。

第5条 成果品

- 業務各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。

⁹ P/E とは、調査内容と成果の質を向上させることを目的とし、専門的な知識を持つ第三者による技術的な照査の実施と妥当性の確認を行うものである。

¹⁰ 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

- 受注者もしくは相手国実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権について、実施機関への照会等を通じて調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	1 部
インセプション・レポート	契約締結後 1 カ月前 初回現地調査前	英語	電子データ	1 部
インテリム・レポート	調査開始 4 ヶ月以内を目処	日本語	電子データ	1 部
		英語	電子データ	1 部
環境社会管理フレームワーク案、住民移転フレームワーク案、先住民族フレームワーク案	調査開始 4 ヶ月以内を目途	日本語	電子データ	1 部
		英語		
ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）	調査開始 4 ヶ月以内を目途	日本語	電子データ	1 部
		英語		
ドラフト・ファイナル・レポート	契約履行期限の 2 ヶ月前を目処	日本語	電子データ	1 部
		英語	電子データ	1 部
デジタル画像集	契約履行期限末日	日本語	電子データ	1 部
ファイナル・レポート（F/R）（先行公開版）	契約履行期限末日	日本語	電子データ	1 部
		英語	電子データ	1 部
ファイナル・レポート（F/R）（最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	電子データ	1 部
		英語	電子データ	1 部
調査データ	契約履行期限末日	日本語	CD-R	5 部
		英語		5 部

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

(2) インセプション・レポート

- ① 業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容
- ② 環境社会配慮部分：第3条（8）に係る調査方針、環境チェックリスト（案）

(3) インテリム・レポート

- ① 事業の背景・経緯、事業実施の必要性・妥当性、最適案、環境社会配慮、自然条件調査結果、設計の前提となる基本条件（主要構造物の機能・性能、適用する技術基準、設計耐用年数等）、気候変動・サステナビリティ、事業費積算の基本方針（適用予定の積算基準、直接工事費・諸経費の積算方法等）
- ② 環境社会配慮部分：第3条（8）の該当項目¹¹の机上調査部分、今後の調査スケジュール、調査の中間報告を助言委員会スコーピング・ワーキンググループ向け資料として取りまとめた環境チェックリスト（案）

(4) 環境社会管理フレームワーク案、住民移転フレームワーク案、先住民族フレームワーク案（調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

(5) ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）

記載内容：調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

(6) ドラフト・ファイナル・レポート

- ① 環境社会配慮結果（環境チェックリスト案による要約を含む）、自然条件調査結果、概略設計結果、概略事業費の積算結果
- ② 調査結果の全体成果¹²、要約

(7) デジタル画像集

¹¹ 第4条「業務の内容」●「環境アセスメント」②(ア)「相手国の環境社会配慮制度・組織の確認」～(エ)「ベースラインとなる環境社会の状況の確認」の机上調査部分。(該当する場合は：●)「住民移転計画」①(ア)「住民移転に係る法的枠組みの分析」、(イ)「住民移転の必要性の記載」。●)「先住民族計画」①(ア)「社会アセスメントの結果」の机上調査部分。)今後の調査スケジュール。調査の中間報告を助言委員会スコーピング・ワーキンググループ向け資料として取りまとめた上で環境チェックリスト(案)の様式を用いて要約すること。

¹² 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。

- 各画像にキャプションを付した事業対象サイト等のデジタル画像集

(8) ファイナル・レポート

- 調査結果の全体成果、要約
- 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。レポートの冒頭に、10 ページ程度の調査結果の要約を含める。

(9) ファイナル・レポート（先行公開版¹³）

- ファイナル・レポートのうち、一定期間非公開となる情報を除いた内容
- 原則以下の部分を除外するが、具体的な対象箇所については、発注者と事前に充分調整の上で決定する。
 - ・ 事業費積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれる積算関連情報
 - ・ 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
 - ・ 民間企業の事業や財務に関わる情報

(10) 調査データ

- 事業費算や内部収益率（EIRR/FIRR）の算出根拠が含まれるデータは、Excel 形式。位置情報¹⁴の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式とする。Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終成果品に合わせ提出する。

第6条 再委託

☒本業務では、以下の業務については、業務相手国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の 取扱

¹³ JICA 環境社会配慮ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトで情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書(和文:簡易製本版)を作成する。

¹⁴ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

1	環境社会配慮 調査	社会経済調査 住民移転計画フレームワーク及び先住民 族計画フレームワーク作成支援 ジェンダーへの配慮 気候変動緩和策に係る情報収集・分析	一式	定額計 上
2	市場調査/需要 調査	民間企業/仲買人のニーズ調査、対象農産 品の生産ポテンシャル調査を含む、 本事 業及びサブプロジェクトの策定に必要な 調査を行うこと。	一式	定額計 上
3	自然災害調査 (台風、農産 物被害等)		一式	定額計 上

第7条 機材の調達

本業務の遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙 1

1. 基本情報

(1) 国名：フィリピン共和国

(2) プロジェクトサイト／対象地域名：フィリピン全国

(3) 案件名：コミュニティ経済復興・改善事業 (Rehabilitation and Improvement of Settlement Economies Project)

(4) 事業の要約：

全国の農地改革省管轄の入植地において、市場アクセス道路、小規模灌漑施設、保健施設教育施設等のインフラ施設整備や運営体制強化等を実施するもの。

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における農業・エネルギー・防災セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

農業セクターはフィリピン共和国（以下、「フィリピン」という）において、GDP の約 9%、就労人口の約 25%を占める一方、農業従事者の貧困率は約 27%で、平均貧困率約 18%を大きく上回る（PSA、2023 年）。経済的困窮に加え、パンデミックや気候変動等も相まって、農業従事者の脆弱性は依然として高い。国家開発計画（2023-2028）では、農業・漁業・林業を「アグリフードシステム」の一部として捉え、農業従事者所得を貧困線を超える水準へ引き上げることを究極目標としている。また、国家開発計画は、所得向上と雇用創出を通じた包摂的成長を目指しており、農業従事者の自立に向けた支援と生産から市場まで一貫した近代化・効率化が求められている。上記課題に対し、DAR は、農業従事者の貧困削減に向け、土地権利の安定化、協同組合の強化、教育・スキル開発等の取り組みを推進。農業開発区域（入植地）を農民に与え、土地の集団所有から個人所有への移行を促し、土地登記を迅速化して農民の投資促進と農業技術支援及び教育・スキル開発等にかかる公的サービスへのアクセス改善を図る他、小規模農家の組織化と交渉力等を強化している。加えて、農業教育や職業訓練を改善し、農業従事者の所得向上と雇用機会拡大を目指している。

しかし、農地の大部分が従来型作物（コメ、ココナッツ等）に偏り、近代技術導入の遅れと高付加価値作物（HVC）向け小規模灌漑設備への支援不足により、HVC 生産拡大が困難となり農業収益性が低下している。さらに、加工・流通インフラ投資不足や高い物流コスト、地理的制約が農産物の高付加価値化と農家所得向上を妨げている。加えて、乾燥・貯蔵施設不足がポストハーベストロスを招き、農家収益を減じている。加えて、気候変動により台風・洪水・渇水等の影響が増え、農作物の収量が減少している。1970 年～2018 年の台風で平均約 83,571 ヘクタールの稲田が被害を受け、平均

19万トンの生産損失が発生（Yuen et al., 2024）。さらに、2025年の洪水・台風等の混合災害で約4,368トンの農産物が失われ、総被害額は約18.4億ペソに達した。気候変動や災害に強い技術・作物の導入による気候レジリエンス向上が不可欠である。

また、農村部では学校教室不足や老朽化、情報アクセスの制限等により教育機会が限られ、人的資本形成が阻害されている。また、保健センターの老朽化、薬品供給の不安定性等により基本的な医療サービスへのアクセスが困難であり、疾病の多発や衛生環境の不備が住民の健康と労働力に深刻な影響を与えている。これら社会サービスの不足は、農業従事者の生産性や所得向上を妨げ、貧困の固定化を招いている。

コミュニティ経済復興・改善事業（以下、「本事業」という。）は、全国のDAR管轄の入植地を対象に、市場アクセス道路、小規模灌漑施設、保健・教育施設等のインフラ施設整備や農民組織の組織能力強化を通じて、農業生産性の向上と教育・保健サービスへのアクセス改善を図り、持続可能で包摂的かつ気候変動に強い農地改革コミュニティへと近代化・転換することで、農業従事者の生活全般を底上げし、貧困削減に寄与するものである。本事業は、フィリピン政府の国家開発計画が掲げる「農業・農業関連産業の近代化」および「人間・社会開発」と関連し、同計画の「包摂的成長」、「地域格差是正」、「気候変動適応」の戦略を実現するものである。

（２）農業・エネルギー・防災セクターに対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置付け

対フィリピン国別開発協力量針（2023年9月）は重点分野として「持続的経済成長のための基盤の強化」を定め、対フィリピンJICA国別分析ペーパー（2024年3月）では「農水産業の発展、特に所得増・高付加価値増も含め就業魅力を高めるような産業育成・発展が重要」と分析されている。また、JICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）で「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」に、クラスター事業戦略で「フードバリューチェーン（FVC）構築」と「農業・農村開発協力における気候変動対策の取組戦略」に該当し、本事業はこれら方針、分析及び戦略に合致する。JICAは円借款「農地改革インフラ支援事業（Ⅰ～Ⅲ）」（95年、99年、01年L/A調印）や円借款「ミンダナオ持続的農地改革・農業開発事業」（12年L/A調印）等を通じ、灌漑・農道・収穫後施設等の整備と組織能力強化等を実施し、農作物収量・所得・生活の質の改善に寄与している。本事業は、上記協力の成果を踏まえ、農業生産性向上、気候変動への適応、農村インフラ整備を包括的に進める点で高い戦略的意義を有しており、過去の円借款事業で培った技術・知見を活用し、農業従事者の所得向上と生活改善を加速するものである。なお、JICAはその他にも、大規模灌漑設備、幹線道路整備事業等、多数実施しており、それら過去のインフラ事業の開発効果を各コミュニティまでつなぐという観点からも、JICAが本事業を実施する意義は大きい。

（３）他の援助機関の対応

世銀が SPLIT プロジェクト(Support to Parcelization of Lands for Individual Titling)にて土地の個別名義化を支援し、フランス政府が農村地域における小規模橋梁建設を支援している。また、国際農業開発基金が VISTA プロジェクト(Value Chain Innovation for Sustainable Transformation in Agrarian Reform Communities)にて、コーヒーとカカオを中心としたバリューチェーン強化を支援している。

（４）本事業を実施する意義

本事業は、当該国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、持続可能で包摂的かつ気候変動に強い農地改革コミュニティへの近代化・転換を通じて貧困削減に資するものであり、SDGs ゴール 1（貧困をなくそう）及びゴール 2（飢餓をゼロに）に貢献することから、事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

（１）事業概要

- ① 事業の目的：全国の DAR 管轄の入植地（表 1 参照）において、農業・社会インフラ整備と農民組織の運営体制強化及び気候変動に強い農地改革コミュニティへの近代化・転換を実施することにより、農業生産性向上と高付加価値化を図り、貧困削減に寄与するもの。

② 事業内容

ア）組織能力強化（農民協同組合や農民組織の形成・営農強化）（国内競争入札）
イ）農業事業開発（コメ等の生産・加工、耐乾性作物の導入等）（国内競争入札）
ウ）農村インフラ整備（市場アクセス道路、小規模灌漑施設建設、保健施設および教育施設建設等。）（国内競争入札）
エ）コンサルティング・サービス（本事業はセクターローンを想定。サブ・プロジェクト選定基準は協力準備調査にて確認予定。）（ショート・リスト方式）

- ③ 本事業の受益者：対象入植地の農民（約 52 万人）（詳細は調査にて確認）

- ④ 他の JICA 事業との関係：技術協力「園芸作物におけるフードバリューチェーン改善プロジェクト」（2022 年 2 月～2028 年 2 月）で安定生産された野菜が、本事業で整備する道路を通じ市場に供給され、生産から供給まで一貫したフードバリューチェーン改善が期待される。詳細および他セクターとの連携を協力準備調査にて確認予定。

（２）事業実施スケジュール（協力期間）：2026 年 8 月～2027 年 5 月（予定）

総事業費／概算協力額（総事業費：33,000 百万円（25 年先方政府試算）／借款額

（案）33,000 百万円（詳細は調査にて確認）

（３）事業実施体制

- ① 借入人：フィリピン共和国政府（Government of the Republic of the Philippines）
- ② 保証人：なし
- ③ 事業実施機関／実施体制：実施機関：農地改革省（Department of Agrarian Reform）
- ④ 他機関との連携・役割分担：サブプロジェクトに応じて関係機関と協力予定。

例：灌漑事業について国家灌漑庁（National Irrigation Administration: NIA）

教育施設について教育省（Department of Education: DepEd）

保健施設について保健省（Department of Health: DOH）など

- ⑤ 運営／維持管理体制：本事業において建設された農村インフラの建設後の運営・維持管理は地方自治体（LGU）に移管される想定。運営・維持管理に必要な技術的、財務的能力について、協力準備調査にて確認予定。

以 上

表 1

事業対象開発区域（予定）

Region	Province	No. of Municipalities	No. of Settlements
1	1	3	1
2	3	9	4
3	4	9	9
4A	3	7	5
4B	1	2	1
5	2	5	2
6	3	7	5
7	1	2	1
8	5	25	10
TOTAL	23	69	38

別紙2

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	事業の具体的な実施体制及びフェーズ分けを含むタイムライン	第4条(1)、(9)、(10)
2	サブプロジェクト選定基準及び選定プロセス	第4条(9)、(10)
3	自然条件調査、現地条件調査等の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量、所要期間等）、及び追加で必要とされる調査の有無	第4条(4)
4	環境社会配慮調査、ジェンダー視点に立った調査、気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析	第4条(5)～(7)
5	運用・効果指標として適切と考え得る項目	第4条(22)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：アグリビジネス開発に関する業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：フィリピン国及びその他全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2026年8月より業務を開始し、下記の期日までにそれぞれの報告書を提出する。

- 1) インセプション・レポート：2026年9月
- 2) インテリム・レポート、環境社会管理フレームワーク案、住民移転フレームワーク案、先住民族フレームワーク案、ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）：2026年12月
- 3) ドラフト・ファイナル・レポート：2027年3月
- 4) ファイナル・レポート：2027年5月

（2）業務量目途

- 1) 業務量の目途
約 27.04 人月

- 2) 渡航回数を目途 延べ 19 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 環境社会配慮調査
 - － 社会経済調査
 - － 住民移転計画フレームワーク
 - － 先住民移転計画フレームワーク
 - － ジェンダーへの配慮

- － 気候変動適応策に係る情報収集・分析
- 市場調査／需要分析
- － 民間企業/仲買人のニーズ調査
- － 対象農産品の生産ポテンシャル調査
- 自然災害調査（台風、農産物被害等）

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

なし

２）公開資料

- 「農地改革インフラ支援事業（II）」事後評価報告書
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2010_PH-P203_4_f.pdf
- 「農地改革インフラ支援事業Ⅲ」事後評価
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_PH-P242_4_f.pdf
- 「ミンダナオ持続的入植地開発事業」事後評価報告書
- https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_PH-P222_4_f.pdf

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	執務スペース	有
3	家具（机・椅子・棚等）	無
4	事務機器（コピー機等）	無
5	Wi-Fi	無

（６）安全管理

- １）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポー

ザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) 受注者は現地業務開始までに現地調査、行動規則、緊急対応等を含めた安全管理マニュアルを策定し必要な安全管理体制を構築すること。なお、安全管理マニュアル策定に当たっては、当機構が定める安全対策措置等を参照すること。加えて安全対策に必要な経費（警護、衛星携帯電話、警備員備上、安全対策設備費等）を契約金額に計上すること。
- 3) 受注者はTravel Security Advisoryに基づき、コンサルタント自らが警護の帯同等、必要な安全対策措置を講じる。なお、紛争影響地域において活動を予定している場合、コンサルタントは警護会社の選定に際しては、事前に比政府停戦監視委員会（GPH-CCCH）から助言を得ることとする。
- 4) コンサルタントは携帯電話及び衛星携帯電話を所持し、案件担当者に電話番号を伝達し、常時、連絡が取れるようにする。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

132,829,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(2) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(2) 定額計上について

■ **本案件は定額計上があります(47,436,000円(税抜))。**

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	環境社会配慮調査	第 2 章 特記仕様書案第 4 条(5)	9,886,000 円	環境調査費一式	現地再委託
2	市場調査／需要調査	第 2 章 特記仕様書案第 4 条(5)	19,770,000 円		現地再委託
3	自然災害調査（台風、農産物被害等）	第 2 章 特記仕様書案第 4 条(5)	17,780,000 円		現地再委託

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

１） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（９）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第 2 章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	－	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任 者のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(8)
ア) 類似業務の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)